

よくある問合せ (技術者制度)

Q 監理技術者・主任技術者の制度全般について知りたい。

監理技術者制度運用マニュアルをご確認ください。

[建設産業・不動産業：ガイドライン・マニュアル - 国土交通省](#)

Q 監理技術者の設置が必要となる建設工事の要件について知りたい。

発注者から直接請け負った建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額の合計が5,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)以上となる場合には、主任技術者に代えて監理技術者を置かなければなりません。

Q 監理技術者の設置が必要となる建設工事の要件の一つである下請契約の請負代金の下限については、税込みで考えるのか。

税込です。

Q 主任技術者の設置が必要となる建設工事の要件について知りたい。

建設業者は、その請け負った建設工事を施工するときは、請負代金の大小、元請・下請に関わらず、工事現場における工事の施工の技術上の管理をつかさどる者として、主任技術者を置かなければなりません。

Q 当初は主任技術者を設置した工事で、大幅な工事内容の変更等により、工事途中で下請契約の請負代金の額が5,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)以上となったような場合には、監理技術者を設置する必要があるか。

監理技術者を設置する必要があります。

Q 監理技術者・主任技術者となり得る国家資格等について知りたい。

下記PDFを御確認ください。

[建設業法における配置技術者となり得る国家資格等一覧.pdf](#)

監理技術者等の専任について

Q 監理技術者・主任技術者の専任が必要となる建設工事の要件について知りたい。

請負代金の額が4,500百万円(建築一式工事の場合は9,000万円)であり、公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事については、より適正な施工の確保が求められるため、工事現場ごとに専任の技術者を配置する必要があります。

専任特例1号について（技術者の兼務）

Q 専任特例1号とは何か。

監理技術者の専任を要する建設工事において、当該工事現場ごとに連絡員を配置し、請負金額や情報通信機器の設置等の要件を満たすことで、監理技術者の兼務が可能となる特例です。

Q 請負代金の額は税込みで考えるのか。

税込です。

Q 請負代金の額は、2つの建設工事の請負金額の合計か。

各建設工事の請負代金の額で判断します。

Q 「移動時間がおおむね2時間以内」とは片道に要する時間か、往復に要する時間か。

片道です。

Q 「下請次数が3を超えていないこと」とは、元請負業者から数えるのか。

当該建設業者（専任特例で配置しようとしている業者）が注文者となった下請契約から数えます。

Q 連絡員になるために資格等は必要か。

資格は不要です。ただし、土木一式工事又は建築一式工事の場合は、当該工事に関する実務の経験を一年以上有する必要があります。

Q 連絡員の兼務は可能か。

可能です。

Q 連絡員は専任や常勤が必要か。

連絡員に当該建設工事への専任や常駐は求めません。

Q 「遠隔から現場作業員の入退場が確認できるシステム」にメール・電話はあるか。

あたりません。リアルタイムで入退場を確認できるシステムが必要です。

Q 専任特例1号と2号を併用することは可能か。

不可です。

専任特例2号について（技術者の兼務）

Q 専任特例2号とはなにか。

監理技術者の専任を要する建設工事において、当該工事現場ごとに監理技術者補佐を専任で配置することで、監理技術者の兼務が可能となる特例です。

Q 監理技術者補佐は当該工事現場ごとに置かなければならぬか。

当該工事現場ごとに置かなければなりません。

Q 監理技術者補佐の要件は。

以下、いずれかに該当する者（ただし、機械器具設置工事、さく井工事、消防施設工事又は清掃施設工事の場合は、2）に限る。）

1) 請け負った建設工事の種類にかかる主任技術者の資格を有する者（法第七条第二号イ、ロ又はハに該当する者）のうち、一級の技術検定の第一次検定に合格した者。（一級施工管理技士補、当該建設工事の種類に応じて指定された検定種別に限る。）

2) 請け負った建設工事の種類にかかる監理技術者の資格を有する者。

Q 専任特例2号に金額の要件はあるか。

ありません。

Q 専任特例1号と2号を併用することは可能か。

不可です。

企業集団制度について

Q 即時配置可能型においては、経営事項審査の有無の要件があるが、3ヶ月後配置可能型においては、この要件はあるか。

3ヶ月後配置可能型においては、経営事項審査の有無についての要件はありません。

Q 即時配置可能型においては、下請負人にかかる要件があるが、3ヶ月後配置可能型においては、この要件はあるか。

3ヶ月後配置可能型においては、下請負人にかかる要件はありません。

Q 即時配置可能型においては、建設業許可の有無の要件があるが、3ヶ月後配置可能型においては、この要件はあるか。

3ヶ月後配置可能型においては、建設業許可の有無の要件はありません。

Q 対象となる企業集団が、「親会社とその“連結子会社”」とあるが、連結していない子会社については、本制度は適用できないのか。

適用できません。

Q 親会社が会社法第2条の会計監査人を設置していない場合、企業集団として認められないのか。

認められません。

Q 連結子会社とは何か。

連結の範囲に含まれる子会社をいいます。(会社計算規則第2条第3項22号)

Q 孫会社は連結子会社に含まれるか。

連結の範囲に含まれる子会社であれば含まれます。

Q 「3ヶ月後等配置可能型」を適用する場合、国土交通省に申請が必要か。

国土交通省に申請は不要です。

在籍出向社員について、企業集団内の出向社員であり、監理技術者等として配置可能であることを 次に掲げる書類により確認できるようにしておく必要があります。

また、注文者の求めに応じ提出等を行う必要があります。

なお、当該書類は事後的に確認できるよう、建設業法40条の3に規定する帳簿の保存期間と同期間保存してください。

Q 「即時配置可能型」を適用する場合、国土交通省に申請が必要か。

必要です。

[建設産業・不動産業：即時配置可能型における企業集団確認申請 - 国土交通省](#)

監理技術者講習について

Q 監理技術者講習を受講したい。

監理技術者講習は国土交通大臣の登録を受けた機関が実施しています。

講習の実施日時、会場及び受講申込方法等はそれぞれの登録講習実施機関にお問い合わせください。

[建設産業・不動産業：監理技術者講習の実施機関一覧 - 国土交通省](#)

監理技術者資格者証について

Q 監理技術者資格者証を発行・更新したい。

監理技術者資格者証の交付及び更新は国土交通大臣の指定を受けた機関が実施しています。国土交通大臣の指定を受けた以下の監理技術者資格者証の交付機関にお問い合わせください。

一般財団法人建設業技術者センター（お問い合わせ先 03-3514-4711）

[建設産業・不動産業：監理技術者資格者証の交付機関 - 国土交通省](#)

監理技術者の大臣認定書について

Q 大臣認定書の更新・書換えおよび再交付をしたい。

令和5年7月1日以降大臣認定書の更新・書換えは不要となりました。

次のとおりご対応いただくことで、引き続き大臣認定者として扱われます。

- ①大臣認定期限までに監理技術者講習を受講する。
- ②期限が過ぎた大臣認定書については捨てずに、大切に保管いただく。
- ③直前（①）に受講した監理技術者講習の有効期限が満了する前に監理技術者講習を受講する。

継続して監理技術者講習を受講いただくことで、引き続き大臣認定者として扱われます。また、再交付を行う場合は再交付申請が必要になります。

[建設産業・不動産業：大臣認定書の再交付 - 国土交通省](#)

工事の業種について

Q 工事の業種がどれにあたるか確認したい。

許可行政庁（大臣許可：各地方整備局等、知事許可：都道府県）の担当部局にお問合せください。

**よくある問合せ
(技術検定)**

Q 技術検定（試験日程、手引き、受験資格）について知りたい。

指定試験機関にお問合せください。

検定種目	指定試験機関（問合せ・申込先）	電話番号
土木施工管理	(一財)全国建設研修センター	042-300-6860
建築施工管理	(一財)建設業振興基金	03-5473-1581
電気工事施工管理	(一財)建設業振興基金	03-5473-1581
管工事施工管理	(一財)全国建設研修センター	042-300-6855
造園施工管理	(一財)全国建設研修センター	042-300-6866
建設機械施工管理	(一社)日本建設機械施工協会	03-3433-1575
電気通信工事施工管理	(一財)全国建設研修センター	042-300-0205

Q 国外における学歴・実務経験は認められるか。

国外における学歴の受検資格認定については、各検定の申込みの際に、学歴の証明に必要な書類を指定試験機関あてご提出ください。申込み方法については、指定試験機関へお問い合わせください。（連絡先は上記）

国外における実務経験の受検資格認定については下記HPを御確認ください。

[建設産業・不動産業：受検資格認定申請－国土交通省](#)

Q 合格証明書を再発行したい。

お住まいの地域を管轄する各地方整備局にお問合せください。

地方整備局等	管轄する都道府県	電話番号
北海道開発局	北海道	011-709-2311
東北地方整備局	青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島	022-225-2171
関東地方整備局	茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・東京・神奈川・山梨・長野	048-601-3151
北陸地方整備局	新潟・富山・石川	025-280-8880
中部地方整備局	岐阜・静岡・愛知・三重	052-953-8119
近畿地方整備局	福井・滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山	06-6942-1141
中国地方整備局	鳥取・島根・岡山・広島・山口	082-221-9231
四国地方整備局	徳島・香川・愛媛・高知	087-851-8061
九州地方整備局	福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島	092-471-6331
沖縄総合事務局	沖縄	098-866-0031

Q 合格証明書に「土木」「建築」の種別が記載されるようになったのはいつからか。

令和5年4月1日以降に交付する証明書から。

Q 技士補の資格はいつから始まったか。

令和3年4月1日から。

それまで学科試験と実地試験により行っていた技術検定について、それぞれを独立の試験とし、第一次検定及び第二次検定として実施。

技術検定の合格者に与えられる称号は、第一次検定に合格した者にあっては級及び種目の名称を冠する技士補とし、第二次検定に合格した者にあっては級及び種目の名称を冠する技士とする。(例) 1級土木施工管理技士補 (1級の第一次検定に合格した者)

Q 「建設機械施工」の名称を見直し、「建設機械施工管理」となったのはいつからか。

令和3年4月1日から。

Q 施工管理技士の英語表記を教えてほしい。

・級別表記

1級	First-Class
2級	Second-Class

・種目表記(建設機械以外)

土木工事	Civil Engineering Works
建築工事	Building Works
電気工事	Electric Works
管工事	Piping Works
電気通信工事	Telecommunications Works
造園工事	Landscape Architectural Works

・技士/技士補

(土木・建築・電気工事・管工事・電気通信工事・造園)

技士	(級別・種目) Execution Managing Engineer
技士補	(級別・種目), Associate Execution Managing Engineer

(建設機械)

建設機械施工技士(~R2)	Construction Equipment and Technologies Engineer
建設機械施工管理技士 ※R2以前の取得者も今後は右記を使用する	Execution Managing engineer for Construction works using Machinery
建設機械施工管理技士補	Associate Execution Managing engineer for

Construction works using Machinery

Q 技術検定の不正受検について通報したい。

駆け込みホットライン情報収集フォームより建設業法違反のおそれがある取引行為の情報を受け付けております。

時間・場所を問わずスマートフォン等から、建設業法違反の疑いがある取引行為についての情報提供（通報）が可能です。

<https://www.mlit.go.jp/form/index.php?f=kakekomi-hl.html&mode=A1>